

後期高齢者医療制度のお知らせ



令和4年度の後期高齢者医療保険料額を通知

7月に保険料額をお知らせします

令和4年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

■保険料の計算方法

均等割 【1人当たり保険料】 5万1,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得－最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	---	---	---

- ・令和4年度（1年間）の保険料の上限額は、66万円になります
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します
- ※「所得」とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。また、前年の所得金額により43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します
- ※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります
- ・昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合 (令和4年度)
43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	7割軽減
43万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減

- ※「給与所得者など」とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
 - ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。（5万1,892円 → 2万5,946円）

※被用者保険とは、協会けんぽなど主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

保険料の支払方法

保険料のお支払いは、「年金天引き」と「口座振替」を選ぶことができますが、国民健康保険税の口座振替は自動継続されませんので、新たに手続きが必要です。

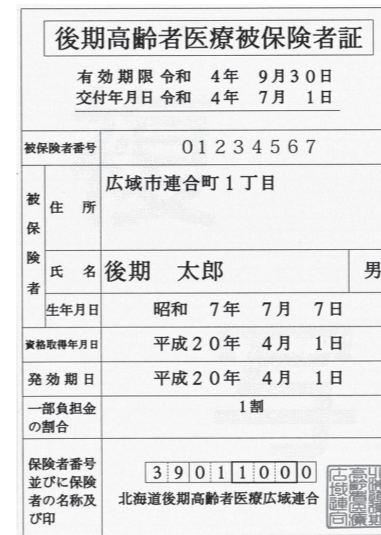
「年金天引き」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。（「年金からのお支払い」の場合、お支払いいただく本人の社会保険料控除の対象になります）

「口座振替」を希望される方は、口座の預金通帳と届け印を福祉保健課医療給付係までお持ちください。

被保険者証・限度額証の一斉更新

保険証が新しくなります



現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証（黄色）を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄緑色の保険証を破棄し、新しい保険証をご使用ください。

- 窓口負担割合の見直しに伴い、新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日（2か月間）までです。10月1日から使用できる保険証は9月中に、全ての被保険者の方に交付します。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

※新しい保険証の色は黄色です

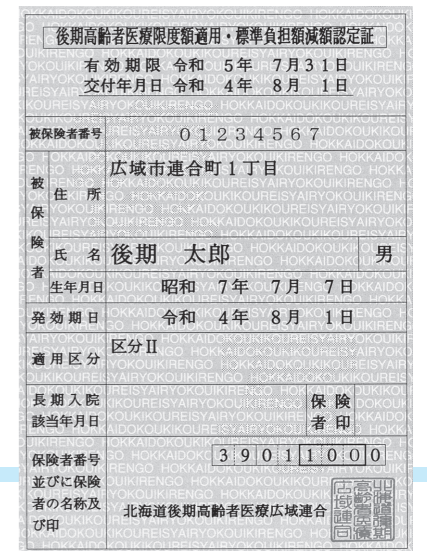
限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証も新しくなります

現在ご使用の限度額証は、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も交付対象となる方につきましては、7月中に保険証と一緒に新しい限度額証（水色）を郵送しますので、8月になりましたら、水色の限度額証をご使用ください。

新しい限度額証の有効期限は、令和5年7月31日（1年間）までです。

過去に限度額証の交付を申請したことがない方で限度額証の交付を希望される方は、福祉保健課医療給付係までお申し出ください。



※新しい限度額証の色は水色です

■問合せ 福祉保健課医療給付係 ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番